

令和4年 第3回定例会
総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和4年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和4年9月12日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員 長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 青田 浩二

説明のため出席した者

総務部長 日名子 達也

(総務課)

課 長 村田 ゆかり 課長補佐 石川 俊介

課長補佐 金子 寛之 主 査 松永 大輔

(契約管財課)

課 長 永野 英明 係 長 山本 洋佑

(情報政策課)

課 長 木須 紀彦 係 長 関口 直人

企画財政部長 森川 寛子

(政策企画課)

課 長 中村 元則 係 長 山口 和樹

(財政課)

課 長 荒木 秀一 課長補佐 入江 彩子

住民福祉部長 栗山 浩二

(福祉課)

課 長 川内 佳代子 課長補佐 森内 秀朋

係 長 後藤 理子 係 長 池田 麻夢

(こども政策課)

課 長 宮 司 裕 子 係 長 山 口 陽 子
係 長 尾 田 光 洋

(住民環境課)

課 長 中 尾 盛 雄 課 長 補 佐 木 須 美 樹

本日の委員会に付した案件

議案第38号 長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例

議案第39号 長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第42号 令和4年度長与町一般会計補正予算(第3号)

議案第43号 令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第50号 令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時28分

閉 会 11時40分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。令和4年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

皆様おはようございます。議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、長与町議会議員及び長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る所要の改正を行うものでございます。第4条第2号につきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち自動車借入れ及び燃料代の限度額を、第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を、第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものでございます。なお、附則につきましては、第1項は本条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では施行日以後その期日を告示される選挙について適用することとしております。配布資料といたしまして、新旧対照表とあと条例制定時に参考資料として配布をいたしました公費負担の対象及び限度額を配布させていただきます。朱書き部分が今回の改正部分となっております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。資料の方の説明はよろしいですかね。いいですか。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まず単価が上がった理由を教えてくださいということと、私もよく分からないんですけど、この公費負担の対象限度額っていう資料をいただいて、タクシー、ハイヤー等を使う場合は6万4,500円となっているわけですけども、これも同じように上がるはずなんだけども、どうしてかなと思ったんですけど。その辺りちょっと説明していただけんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

まず1点目の今回の単価が上がった理由につきましてですが、公職選挙法施行令によりまして3年に1度参議院議員通常選挙の年に、公職選挙法施行令とともに国会議員の

選挙等の執行経費の基準に関する法律という法律がありまして、その人件費等々の見直しを行うタイミングがございます。今回そのタイミングでございまして、今回の基準額の見直しに関しましては、最近における物価の変動及び消費税が8%から10%に増税されたことを踏まえまして、単価が上げられているという状況でございます。2点目につきましては、先ほど申しましたように公職選挙法施行令に準じて、今回条例の改正をお願いしているところでございますが、詳細な理由までははっきり分かりませんが、公職選挙法施行令の方で先ほど委員おっしゃられましたハイヤー方式の分に関しては単価据え置きということで、条例も併せて据え置きという形で対応しております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

せっかくですので、以前の当初の条例の制定のときにも質問したかもしれないんですが、来年統一地方選で町議会議員選挙でもこの条例が多分活用されると思うんですけども、候補者が契約を結ぶのか。あるいは契約を結ぶ際には町が何かしらそこでワンクッションあって介入をされるのか。支払いがどうなるのか。請求書払いになるのかとかあるいは候補者が請求をするのかとか。既に市では導入されていると思うんですけども、我々は今回、初めてになるので、再度その部分を説明いただいていいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

手続きの流れでございますが、まず委員おっしゃられた有償契約を締結していただく必要がございます。こちらに関しては、候補者となられる方と業者等が直接契約を結んでいただくという形になります。その後、立候補届け出の際等に契約届出書を、これは候補者から町選管に出していただく書類になりまして、これはこういう契約を締結しておりますという形で契約書を添付していただいて、届けを出してもらおうと。その後、町選管による確認等々行われまして請求の部分ですが、最終的に選挙期日が終わったあとに、業者の方から町長に請求をいただくと。それに基づいてこちらから公費で負担をするという流れになっております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

どれを使うかは候補者次第だと思うんですけども、一番使われるのはこの②のイの燃料供給契約が多分一番皆さん使われるんじゃないかなと、使いやすいのかなと思うんですけど。これもやはり、給油所と候補者がまず契約を結ぶという流れになるんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

こちらに関しましても、給油所と候補者で契約をまず結んでいただくという形になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今の安藤委員の質問に関連してですけれども、この契約ですね、例えば単価以上の契約を結んでそれを町の方に提出した場合に、その業者の方から請求書が行くわけですが、それでもいいんですかね、そういう請求の仕方でも。きっちりこの限度額で契約しないといけないのかどうか、そこを質問したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

まず、おっしゃられたように超えた分に関しては公費負担の対象となりませんので、そこは候補者の方々に自費でお支払いをいただくようになります。ちなみに、請求の際には一旦候補者の方から業者とこういう契約を結んで、これだけを実際使いましたよというような届け出をいただいて、その段階で町選管の方で限度額と実際払った額を比較しまして、限度額までで請求をしていただくようになります。定額補助ではないので限度額以内で収まった分に関しては、これで請求書を作ってくださいというような使用証明書っていう様式があるんですけども、そちらの方をお渡ししまして、それを基に請求書を業者からいただくという形になっております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

確認なんですけれども、その契約は限度額を超えてもいいのかどうかですね、まず。そして請求は、限度額以内ということなのか、そこを確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ポスター作成についてお伺いをしたいと思いますけども、ポスターの作成についてはいろいろなやり方があるかと思うんですが、1つは、一つの業者でポスターの写真から込みで依頼するパターンもあるかと思いますが、もう1つは、写真は写真の専門で撮っていただいて、印刷は印刷という場合もあるかと思うんですよ。印刷というか文字を入れたり、写真も含めたところの完成版を作る。そういったときに契約の相手方がポスター作成業者となっているんですが、これは厳密にポスターの作成業者なのか。それとも写真撮影もポスター作成の一部だという認識でどちらもこの対象になるのか、この辺りいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

こちらはあくまでもポスター作成に関する業務になりますので、こちらで想定しておりますのは先ほど言われましたように写真撮影、レイアウト、企画の部分、あと印刷までを含めたところで、一つの業者ですること想定をしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

どちらでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これより、令和4年第3回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

それでは、議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、男性職員の育児休業取得促進や、女性職員のさらなる活躍促進を目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。改正法では、子の出産後8週間以内と8週間以降について、育児休業の取得回数をそれぞれ1回から2回まで可能とすることなど、取得制限の緩和が行われております。また、非常勤職員につきましても常勤職員と同様に取得制限が緩和されるとともに、子の1歳到達日以降の育児休業について、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となるよう法改正がなされております。条例の主な改正内容につきましては、第2条第3号におきまして、育児休業を取得することができる非常勤職員の要件を国と同様に定めております。第2条の3では非常勤職員について、子が1歳から1歳6か月に達する日までの取得要件を定めております。第2条の4では非常勤職員について、子が2歳に達する日までの取得要件を定めております。改正前の第4条第5号では、育休回数を同一の子について例外規定として2回と定めていたものを、法改正後は原則2回取得可能となったことから削除しております。改正後の第3条第6号では、非常勤職員が2回取得してもなお育児休業を取得可能とする要件を追加して定めております。同条第7号では、非常勤職員の任期の満了後、引き続いて採用される場合に合わせて、育休開始日を採用の初日から取得可能とする要件を追加して定めております。第18条から20条では、非常勤職員の部分休業について定めております。第22条から23条では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、育児休業の取得促進のための規定を設けるものでございます。なお、附則といたしまして、本条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。なお、参考資料といたしまして、育児休業等に関する条例及び規則の新旧対照表を添付しておりますが、今回、育児休業法並びに人事院規則の改正等によりまして、育児休業をはじめ育児に関する休暇などが10月からどのように変わるのか、人事院が作成したチラシを参考として配布をさせていただいておりますので御参照ください。常勤職員向けと非常勤職員向け、これが一番イメージしやすいものではないかなということで、こちらの方を添付させていただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

職員が長期の育児休暇を取得するときとかは、人員の補充とかあとは人事異動とかも必要になってくるのかなと思うんですけども、その辺はもうフットワーク軽くいくような体制づくりが必要になってくるのかなと思うんですけども、その辺のところはどうかっ

ていうのと、あと育児休暇の取得の現在の実績みたいなものがあればお教えください。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

職員が育児休業を取得する場合には、産休代替職員を採用させていただいているところでございます。もう1点の現在の男女別の育児休業の取得状況でございますが、令和3年度が女性の対象者4名に対して取得数も4名、取得率100%。男性が対象者7名に対して取得者が1名、取得率が14.29%となっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

松林委員がおっしゃった件で、昨年度の男性7名のうち取得が1名だということで、全員が取りきれなかったその要因ですね。なぜかという、やはり育児休暇を取ることによって女性の7割以上が、収入減が一番心配だというようなアンケートも出ているわけですね。そこで、取るためには収入減とならない、不足とならないような体制を今後取っていかなくちゃいけないんですが、ここで期末勤勉手当の取り扱いで御説明がこう書いてあるんですが、もう少し詳しく。実際的には所得税減税とかいうふうな形であると思うので、実際的には育児休業で収入が減少しても所得税が減少されているというところでパーパーになるのかなというふうな御説明が国の方では何かあったようですが、しかし実際的には分からないわけですね。だから、もしよかったらそういった収入減に対しての1か月以下であるものは除算されませんか、ちょっと詳しく教えてください。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

委員おっしゃるとおり育児休業期間中の支給給与につきましては、基本的には無給という形になります。ただし、代わりに共済組合の方から手当として約67%の手当の支給というような形になります。それから、期末手当の除算の分に関してなんですけれども、今までは誕生日から57日以前に1か月未満の休暇日数を取って、またそのあと57日目以降にまた1か月未満の育児休暇を取った場合には、合算して除算する日数というのを計算しておったんですね。そこで期末勤勉手当の支給が、育児休業日数が1か月を超えてしまうと減額するっていう対象になっておりますので、それが今回の改正に伴いまして、それぞれの期間で1か月未満であれば減額されないというふうな形に変わりましたので、収入の面でいきますと、今回の改正がなされることによってより取りやすい方向に改善されたということになっております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

女性が出産したあとに産後うつが、産後から2週間以内にピークが来るというところで、自殺者のナンバーワンになっているんですよね。そういったところで、やっぱり男性が協力して、出産後すぐに取得するような体制を取っていかなくちゃいけないなというふうに思いますが、この辺り昨年度も少ない。男性が1名だということで、今後どのような形でこの取得を可能とするのか、その辺りの体制も教えてください。代替職員とかもいろいろあると思いますが、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

安部委員が御指摘いただいたように、産後うつというのが非常にホルモンのバランス等で、私も男性職員にも取って欲しいなという思いがございます。子育てってというのは楽しさもあり大変さもあり、親としての責任感を感じていただければ本当に良いなというところで、本年度に入って、去年は1人だったんですけども、実績が既に2人取るよっていう申請をした方がいらっしゃいます。で、今も奥様が妊娠中の方とか、こういう制度があるということの周知を徹底させていただいて、どうしようかなということ考えている職員が複数人いらっしゃるということです。それと収入のことを先ほど言われましたけれども、男性の場合が育児休業は無給なんですけれども、子育てのための休暇っていうのが、有給の特別休暇で5日間ございます。あと出産補助休暇というのがこれも有給の特別休暇で2日間ございます。皆さんそういう有給の方を先に取得して、なるべく給与に影響がないように、上手に今取られているなという印象です。今後も皆さんに奥様が妊娠をしたということが分かった時点でこういう制度があるよって、たくさんの種類のバラエティーに富んだ中で今ありますので、なるべく詳しく説明をさせていただいて、取得の方に繋げていきたいなというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

育児休業の取得がなかなか進まない原因が、同僚委員が先ほど言われたように収入の面でも心配だということがあると思うんですが、もう1つ考えられるのが職務上のキャリア等々心配っていうかですね、何て言いますか、今現在持っているその重要な役をほかの方に譲る。そのあと復帰したときにどうなるのかとか、あと昇給とか昇進等に影響が出ないのかといったものがやはりネックになって進まないのもあるんじゃないかと、これは臆測かもしれませんが。ですから、そういった点で不利益を被ることがないような安心感を与えることが女性もそうなんですけども、男性の場合もそういった安心感が

あれば一定進むのかなという気がするんですが、その辺りの町としての取り組みっていうか、何かないものか、この辺りいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

育児休業を取ったことを不利益としないってことは、これは法律上決まっております、マタハラとかパタハラとかいう言葉で表現をされていると思うんですけども、そういった研修は、まずは職員向け、あるいは管理職向けに研修を行っていきたいというところと、あと職務上のキャリアとか休みに入る前の計画的なものを一定所管の課長と、いついつ出産予定なのでいつぐらいから自分は休みたいんだということを、より綿密に、休みに入る前に上司と話し合いの場を持つってところが、一番スムーズに安心して休める。職場の方もこの期間はないから補充をしようとか、こういった手だてをしようとか、パートを入れようとか、いろんな手だてができるかと思しますので、早い時期から相談をしていただくところを皆さんにお願いをしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

1点だけお尋ねをしたいと思いますが、提案理由の中にありますように非常勤職員が今回追加になるということで、本来正職員が取得をした場合は非常勤職員を雇用して業務がスムーズにいくようにということが本来だったろうというふうに思うんですが、非常勤職員を追加するということのようなので、この非常勤とは何ぞやという定義と、現在それらに類する人たちが何名ぐらいいらっしゃるのか、説明をいただきたいと思えます。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

非常勤の職の定義でございますけれども、会計年度任用職員はフルタイムもパートタイム、短い時間のパートの方も両方当てはまります。それと再任用の短時間職員、こちらが非常勤職員の対象となってまいります。そして現在、会計年度任用職員の中で育児休業の対象となる方が117名いらっしゃいます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今、説明があったんですが、例えば正職員がこれを取得しますよね、先ほど冒頭言い

ましたように。そうしますと代替職員、非常勤、短時間的なものを雇用していくということになりますと、またその人に対してもこの適用がなされていくのかですね。その辺りはないだろうというふうに思うんですが、それはどうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

こちらのリーフレットの青い用紙なんですけれども、そちらの①ですね、育児休業制度の改正のポイントというところの中段の方に、取得要件というところが①②でございます。これが会計年度職員が育児休業が取れる取得要件になるんですけれども、その②になります。これが、子が1歳6か月になる日までに任期が満了すること、及び特定官職に引き続いて採用されないことが明らかでないということになっておりますが、育児休業の代替職員として任用された会計年度任用職員は正規職員の方が復帰される日っていうのが明らかになっていきますので、そこまでが任期というところになりますので、引き続いてもう任用されることが明らかでないという形になりますので、そういった方についてはおっしゃるように育児休業が取れないという形で理解いただいてよろしいかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この前ちょっと県議会の委員会で私も見たんですけれども、その中で、育児休業の取得の目標というのをやりとりされておりました。それで目標はあるのかどうかですね。それと長与町のこの条例は、条例の範囲なんですけれども、この職員っていうのは、これはどこまでその範囲、例えば教育委員会の事務職員も含まれるのか。あるいは学校の先生も含まれるのか、この職員の範囲でですね。まずそれが2点目ですね。それから、企業の方は義務化されているやつがあるんですよ。例えば、該当の人の意向を確認するとかですね、確認義務。それから取得状況の公表の義務化がされているんですよ。それに違反したものは企業名を公表するといったようなものがあるんですけれども、公務員の場合はそういったものがあるのかどうかですね。それを確認したいと思えます。

○委員長（金子恵委員）

金子課長補佐。

○課長補佐（金子寛之君）

職員の範囲につきましてですけれども、職員につきましては教育委員会の事務局も含まれるということになります。ただし学校の先生につきましては、任命権者が県の教育委員会という形になりますので除外されるということになります。それから目標値につきましては、本町におきまして特定事業主行動計画というものを定めております。そ

らの中で、男性の取得率を20%ということで現在目標を掲げております。こちらの計画につきましては5年ごとに見直しをしていきますので、目標値についてはまた計画の見直し時期の際に新たに定めていきたいというふうに考えております。それから、確認義務ですね。育児休業をするかどうかというところにつきましては、今回条例の22条と23条で、申し出があった場合の措置について規定をしております。こちらについては、職員またはその配偶者が妊娠または出産、そういった事実を申し出たときには、その制度の概要とか面談を通じてあらゆる措置を講じなければならないというふうになっております。また23条の方では、職場環境の整備に関する措置についても規定をしておりますので、きちんとかちらの方は措置をして育児休業が取りやすい環境を作っていくということになります。それから公表の義務につきましては、現在人事行政の運営等の状況の公表というところで、毎年10月前ぐらいになるんですけども、1年間の育児休業の状況とかにつきまして取得率の公表とかを行っておるところでございます。これは法律に基づいて公表しているという形になります。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分かりました。ただ目標は県のやりとりを見とったら、民間企業は30%目標になつとるんですよ。先ほど20%と言われましたんでね、その差がどうなのかなという疑問はあるんですけども。本当に20%でいいんですかね、確認ですけども。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

国等の目標が令和2年度の目標で13%を掲げておりました。13%で実績が13.2%ということで、3年度以降が30%に変わっているような状況でございます。長与町も第4期長与町特定事業主行動計画を定めたのが、まだ国が30%を定める以前だったというところから、国が13%でしたので本町はまずは20%というところで掲げさせていただいたところです。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

30%と国の目標はなってますんで、取りあえず20%にしてるとこういう理解でよろしいんですかね。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

今は公式的には20%としておりますけれども、なるべく多くの皆さんが取得をして

いただけるように周知をしまいたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

どちらでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ただいまより令和4年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。まずは、総務部の方から審査を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆様おはようございます。それでは議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）につきまして、契約管財課所管分を御説明申し上げます。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございます。18款繰入金1項特別会計繰入金1目駐車場事業特別会計繰入金1節駐車場事業特別会計繰入金でございます。既定額1,000円、補正額135万9,000円、合計136万円を駐車場事業特別会計より繰り入れを行うものでございます。内容といたしましては、令和3年度駐車場事業特別会計の精算に伴い、剰余金を一般会計に繰り入れるものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

では引き続きまして、今回の補正のうち情報政策課所管分について御説明いたします。

同様に説明書の6、7ページを御覧ください。歳入でございます。14款2項国庫補助金1目1節マイナポイント事業費補助金として684万2,000円を計上いたしました。これは住民環境課が所管いたしますマイナポイント支援業務委託料に充当するものでございまして、補助率は100%でございます。以上が、情報政策課所管分でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより企画財政部の審査の方に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

皆様お疲れさまでございます。ただいまより財政課所管分につきまして御説明をいたします。説明書の6、7ページをお願いいたします。歳入の10款1項1目1節普通交付税でございますが、こちらは令和4年度の額が確定したことに伴いまして、現計予算との差額、5億5,570万1,000円を増額いたしました。次に18款2項1目1節財政調整基金繰入金、及び2節の減債基金繰入金は、財源調整といたしまして現在繰り入れを予定しているこれら基金繰入金の一部を繰り戻すための減額補正でございます。続きまして、8、9ページをお願いいたします。21款1項5目1節臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴いまして現計予算との差額2,277万4,000円を減額しております。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。歳出の12款1項1目公債費元金でございますが、これは減債基金繰入金を繰り戻したことによる財源組替でございます。歳出額の変更はございません。最後に、予算書の4ページをお願いいたします。第2表地方債補正の臨時財政対策債につきまして、発行可能額の確定によりまして起債限度額の減額をお願いするものでございます。以上が財政課所管分でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に政策企画課、説明をお願いします。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

改めましておはようございます。政策企画課所管分の説明となります。今回は歳入のみとなります。予算に関する説明書、7ページをお願いいたします。歳入の14款2項

1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1,653万3,000円の増額で、別途、こども政策課、産業振興課、学校教育課が歳出の補正予算を計上している事業に充当するものでございます。参考資料として配布いたしました令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業と題名をしたA4横1枚ものの資料を御参照願います。資料下段、青色部分にありますとおり令和4年度予算のうち、コロナ臨時交付金の充当額は、今回の3号補正を含めまして2億9,245万9,000円となります。以上が、政策企画課所管分となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。あまり範囲は広くありませんので、一括して質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。所管の皆様におかれましてはお疲れさまでした。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民福祉部の審査を行います。まず、住民環境課から提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

皆様おはようございます。それでは住民環境課所管分の長与町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。説明書の12、13ページをお開きください。2款3項1目12節委託料でございます。マイナンバーカード普及促進に伴い行われておりますマイナポイントの取得に関する住民からの問い合わせ、諸手続きの支援を拡充させるために業務委託料の補正をお願いするものであります。こちらの財源につきましては、情報政策課にて計上されておりますマイナポイント事業費補助金を活用して行うものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

では次に福祉課から説明をお願いします。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

おはようございます。議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）の福祉課所管分につきまして御説明をさせていただきます。それでは説明書に沿って説明させていただきます。

まず歳入でございます。説明書の6、7ページをお開きください。14款2項2目1節社会福祉費補助金、障害者総合支援事業費補助金につきましては、障害者福祉システ

ムの改修業務に係る事業の2分の1の国庫補助金でございます。続きまして、同ページ、15款2項2目1節社会福祉費補助金の民生委員推薦会運営費補助金につきましては、民生委員児童委員の任期満了に伴いまして一斉改選になりますが、こちらの民生委員推薦会にての次の民生委員、児童委員の県の推薦を行います。その推薦会運営補助金で、県の基準により補助されるものでございます。

続きまして歳出でございます。12、13ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の財源組替でございます。先ほど御説明をいたしました県補助金、民生委員推薦会運営費補助金につきまして額が確定したことに伴い、一般財源から国県支出金へ組み替えを行っております。次に同じく3款1項2目12節障害者福祉システム改修業務委託料につきましては、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に係る委託料でございます。国の施策により令和5年予定の障害福祉関係データベースの稼働に向けまして、地方自治体が所有する事務システムについて必要な機能等を付加するための改修でございます。以上が福祉課所管分です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次にこども政策課の説明をお願いします。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

皆さんおはようございます。それでは令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）のこども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。説明書の12、13ページをお開きください。3款1項2目障害者福祉費1節報酬から8節旅費までがこども政策課所管です。ひばり学級の療育専門員が10月初旬より出産に伴い産休を取得するため、代替職員の雇い入れに係る予算を計上しております。1節報酬ですが、産前産後休暇は給料が支給されますが、育児休暇は無給ですので既定予算が不足する10月から1月までの4か月分の予算を計上しております。4節共済費の社会保険料、8節旅費の通勤手当につきましても、既定予算が不足する分を計上しております。3款2項1目から4款1項3目までがこども政策課所管です。18節負担金、補助及び交付金の私立保育所等副食費支援事業費補助金は、コロナ禍に係る食材費高騰等により上昇する私立認可保育所及び認定こども園に係る副食費の経済的負担から子育て世帯を支援するために、補助金を交付するものです。補助金の額については、町立保育所の昨年度の副食費から1食当たりの平均単価を出し今年度の平均単価と比較をしたところ、1食当たり約20円単価が上がっていたため、この20円を補助基準として、令和4年9月1日時点の在籍児童数と令和4年9月1日から令和5年3月31日までの開所予定日数を乗じた額を、町内10施設に対して助成するものです。財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。22節償還金、利子及び割引料の過年度子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金返還金は、3年度の実績が確定したことに伴う返還金となります。その下の段の過年度病児・病後児保育事業負担金返還金も、3年度補助

金の実績が確定したことに伴う返還金になります。3目高田保育所費10節需用費の賄材料費につきましては、先ほど説明しました町内の私立保育所等と同じように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、高田保育所の副食費についても1食当たり20円を基準として、令和4年9月1日時点の在籍児童数と令和4年9月1日から令和5年3月31日までの開所予定日数を乗じた額を賄材料費として計上するものです。4款1項3目母子衛生費1節報酬から8節旅費までが、こども政策課の職員の育休代替に係る予算を計上しております。1節の一般事務補助パート報酬は、9月から10月までの41日間分の報酬と、8節旅費の費用弁償は9月から11月までの3か月分の通勤手当を計上しております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑に入りますが、まず住民環境課2款3項1目。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

2款3項1目でお伺いいたします。マイナンバーカードを取得していただくために、職員が閉庁日も活動していただいて敬意を表するんですけども、今は自前の職員が行っていると思うんですが、ここで委託料となっていますので、想定される委託先、それと委託の業務内容、それとこの積み上げの金額ですね、この3つをお伺いします。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず業務内容につきましては、マイナポイントの支援を丸々お願いするような形で考えております。委託先というのが、基本的に人員を派遣していただく形で考えております。業務内容について、そんな難しいと言ったら失礼ですけど、特段新しいことをしていただくということではなくて、現在私たちがやっております窓口での説明をやっていたかと思うっております。そのため、設備等も大きなものは考えておりません。基本的には、人間の人材分が9割程度の費用と考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところでお伺いしたいんですけども、この分については丸々人を派遣していただくってことに充てるということですが、当然民間の方になるというふうに思うんですが、公務員の皆さんは守秘義務等々についての認識っていうのは十分あられると思うんですが、民間の方になった場合にその辺り、例えば来たときにいろいろと話の中で守秘義務に関わる問題も出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺りの注意って

うのは大丈夫なのかという点ですね。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

その点につきましては基本的に委託業務という形で行いたいと。人間は派遣してもらいますが業務を委託するような形になりますので、委託業務に関する個人情報の守秘義務を必ず遵守してもらうように署名捺印という形でいただきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、業務委託している所ですかね、1階のテレビがありますよね。あそこで2名ほどされていますよね。今日も朝そこでやっておられたんですけども、そのことですかね。確認なんですけども。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今行っている方々につきましては、大学生のバイトを雇って、マイナポイントの補助金はまだ利用しておりません。今のところあくまでもマイナンバーカードの普及促進のための形で大学生に来ていただいて、マイナンバーカードの説明からマイナポイントのやり方まで、総合的にやっただいてる状況です。そして、今度もし補正予算を通していただけたら、丸々その中でマイナポイントに関する部分を全てその業者に見ていただくという形になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今のマイナポイントの分ですね、例えば、住民課の窓口とかね。私も一昨日寄ったんですが、ロビーの大学生に尋ねたんですけども、ポイントの付与についても手続きをしてくれるような話を聞いたんですね。だから補正がかかって、どっかに委託して初めてポイントについてはするというような説明があったんですが、今までも既に窓口とかなんとかでもしておるんじゃないですか。違うんですかね。どういう区分けを理解すればいいんですかね。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今行っているのはもちろんマイナポイントも含めてです。ただし、基本的にはマイナンバーカードの普及促進に伴うという形で、現在大学生に来ていただいております。で、その分からも完全に引き離してマイナポイント専門という形での委託、これを完全に分けて補正予算後にやっていこうと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

最初の説明がマイナポイントについての補正ですと言うから、えーって感じを受けたのが先ほどの質問なんですよね。ということは、既にそういうものを両窓口でしてくれておられるというふうに私は理解したわけですね。そうすると中尾課長の話では、マイナンバーの普及促進を今までしとったんだと。しかし、今後、ポイントについて重点的にやっていきますというような区分は明確になってなくて、既にやっとなのをより拡充していきますという、そういう意味で捉えた方があなたの説明では適切じゃないかなというふうに私思ったんですが。ということは、ポイント付与については何もしていないんですか、してあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

マイナポイントにつきましては、一番早いので3年ほど前からマイナポイントの事業というのは始まっております。その事業については現在住民係の方で行っておりますし、なおかつマイナンバーカードの普及促進も同時に行っております。その区分けというのが実質的には線がしっかり見えていない状況でありますので、今回できればマイナポイントをしっかり事業という形で区分けをして、委託を行いたいという拡充を含めた形で考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと戻ってしまっていて大変申し訳ない、私もよく理解ができてなくて。マイナンバーカードを取得すると付随してそれでポイントというのが付くもんだから、どうしても一体的なものじゃないかという思いがあるんですよね。ですから今の説明を聞きますと、例えばマイナンバーカード促進のための手続きをしながら話の中でポイントの話になったら、じゃあここからはこの人たちですって担当が替わっていくってことになるんですかね。ちょっと分からないんですよね。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

現在住民係での窓口でのマイナンバーカードの普及促進、そしてマイナポイントに関する部分、両方やっておりますし、話の中で委員言われるとおりに、どこからがマイナンバーカードの話なのか、マイナポイントの話なのかというのは、明確に分からない部分があります。そのため総合的にやっていくにはどうしても住民係の窓口で行っていきたいと思いますが、もうカードは私持っている、最初の5,000ポイントももらった、残りの健康保険証とリンクさせる部分とか口座を登録して両方合わせて1万5,000ポイントもらいたいと、そういうポイントだけで来るよっていう方については、もう完全に引き離して委託先という形でやっていければ、住民係の窓口でもどうしてもその時間に30分、1時間ぐらい掛かるときもありますので、その辺をしっかりと分けしてやっていければと考えております。

○委員長（金子恵委員）

福祉課の方の質疑を行いたいと思います。福祉課は6、7ページの歳入と、12、13ページの3款にありますので、そちらの方での質疑はありませんか。いいですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

福祉課の13ページの障害者福祉システム改修業務委託料の内容を御説明いただけませんかでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

令和5年度に障害福祉関係データベースを稼働するために、今、その方に障害福祉サービスを受けるに当たってどれぐらいのサービスが必要かっていう区分というものを判定をしているんですけども、その情報をデータベースへ渡すための改修になります。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

これは全国統一なんですかね。全国統一が故に改修しないとイケないのかっていうことをお聞きしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

国の施策によって決まったものでありまして、全国統一になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

では次にこども政策課の方に移りたいと思います。質疑を行います。質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

3款2項1目の私立保育所等の副食費関係ですけれども、副食費の保護者が負担する分はこの年度内に値上げはされていないのかどうかという確認と、当然今回補助金を出すことによって値上げをするのは適切じゃないですね。その確認を必ず取るのか、この2点お伺いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回、副食費の補助をいたしますので、副食費を保護者から値上げをするということは、今のところ想定としては考えておりません。そちらについて値上げをしないという確認をするということまでは、今のところまだ保育所とは話はしておりません。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今の食材費高騰というのはかなり急激に上がったりするわけですね。当然補助金を出すからには一定抑えてもらわないと、それを理由に上げられるっていうか、簡単に上げることができる。そこは少なくとも年度内は、この補助金を出す間はやっぱり抑えるべきじゃないかなと思うんですね。ですので、当然この補助金が無かったら、保育所としては支出が増えたわけですね、賄費の。それを取りあえず今回の補助金で頑張ってくださいっていう意味で出しているの、そこは保護者の負担をある程度考えないと私はいけないと思うんですけど。確認を取らないまでも、そういった要望を町として、認可保育所については出すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

委員がおっしゃるとおり、この補助金を出す本来の目的っていうのが子育て世帯に負担がいかないようにっていうことで町の方で交付金を使って副食費の補助をするということになりますので、この補助金を支給するときには、できるだけこの補助金を使った中で給食費の支出を考えてくださいということでのお願いというのはしていくつもりでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

令和5年3月31日までということは、それまでまたさらなる値上げがあった場合、

一般の食材のまた補助というか、そこは考えていいんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今想定をしているのは、この20円っていう範囲の中で給食費を賄っていただきたいということで、今後につきましては、現在は考えていないっていうところでございます。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

確かこの補助金は来年の4月までの申請でいいんですよね。4月かな、3月31日かな。それまでの期限だったら申請はまだできるんですよね、さらなる申請っていうか追加申請というか。何を言いたいかというと、今の答弁とリンクするんだけど、結局、今、これで補正で上げているけど、もう1回上がってきたらまた申請出せば、またその値上げの分はカバーできるのかなと。もう一度申請はするのっていうのを言いたいんです。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

このコロナの交付金につきましては、今後申請するということは現在は本当に考えていないっていうところが現状です。理由というのが、今、物価は高騰しているんですけども、食材費に関しましては、まだこの20円の予算の範囲内で賄いができていてというのが現状になりますので、できる限りこの20円の範囲の中で工夫をしていただいて、副食費というものにつきまして供給をしていただくというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

20円の根拠なんですけども、課長の方から冒頭説明の中であっておったんですけども、例えば長与だけの積算によってしたのか、あるいは全国的なものなのか。例えば長崎市は50円だったよとか、時津町は45円だった、長与は何で20円なのとかね。そういうものがすぐダイレクトに入ってくるわけなんでね。その辺りは長与だけのことなんです。どうなんでしょう。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

副食費の20円の積算に関しましては、長与町独自の積算になります。他の市町につきましても、それぞれ独自で算定基準を設けて今回補助を出す所と出さない所に分かれ

ている状況です。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちなみに隣の時津町、長崎市はどうなっているのかは調べておられますか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

時津町につきましては、現在は副食費の補助については検討していないというふうにお聞きしております。長崎市につきましては、7月の臨時議会で副食費の補正を上げておりましたが、長与町よりも少ない金額での補助を決定していたようでございます。額につきましては、今資料を持ち合わせておりません。

○委員長（金子恵委員）

いいですか。ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

こども政策課の所管の中で言えば、例えば認定こども園とか放課後児童クラブも所管になると思うんですが、そういった所も副食、おやつっていうのはあるんじゃないかと思うんですが、この辺りは今回対象にならなかったというか、検討はなされなかったのかですね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

放課後児童クラブにつきましては、現在のところおやつが高騰していて困っているというような話というのもまだ入ってきておりませんので、現在はまだ補助につきましては検討していないという段階になります。認定こども園のおやつ代につきましては、今回の私立保育所等の中に含まれております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから本会議で分割付託をされました議案第42号令和4年度長与町一般会計補正

予算（第3号）の件を採決します。

本案原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で、11時15分まで休憩します。所管の皆様お疲れさまでした。

（休憩 11時03分～11時15分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

令和4年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第50号令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆様こんにちは。それでは、議案第50号令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目1節駐車場使用料は、調定額730万9,620円、収入済額も同額で、不納欠損、収入未済はございませんでした。駐車場使用料の内訳について申し上げますと、長与嬉里駐車場の一般の時間駐車でございますけれども、年間で延べ6,649台、月平均554台で、使用料は180万9,620円となっております。令和2年度から15万5,970円増加しております。次に定期駐車場使用料の嬉里駐車場分でございますけれども、延べ370台、使用料は325万6,000円です。令和2年度から21万1,200円の増加でございます。それから吉無田駐車場の定期駐車でございますけど、延べ408台となっております。使用料は224万4,000円、令和2年度から2万7,500円増加しております。滞納繰越はございません。次に、その下2款1項1目1節繰越金でございます。令和2年度からの繰越金152万3,666円となっております。次に、その下3款1項1目1節町預金利子は28円。それから一番下の雑入でございます。駐車場施設整備費負担金21万100円です。内容といたしましては、嬉里地下駐車場の変圧器に有害物質である低濃度のPCBが含まれていることが分かったため、処分するための費用の半分を、建物の1階、2階に長与町社会福祉協議会が入っておりますけど、そちらから御負担いただいた分でございます。

次に歳出でございます。8、9ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。支出済額696万9,590円となっております。8節旅費については、支給はありませんでした。10節需用費でございます。69万8,612円の支出がございました。主なものは、先ほど歳入で一部触れたところになりますけど、一番下の修繕料が嬉里駐車場のPCB含有変圧器の取り替えを行った分の修繕でござい

ます。それから11節役務費は9万4,255円を支出しております。次に12節委託料でございますけど、537万9,047円を支出しております。主なものといたしましては、シルバー人材センターに委託しております長与嬉里駐車場の管理委託でございます。次に14節工事請負費でございますけれど、支出はございませんでした。次に17節備品購入費でございますが、79万7,676円の支出でございます。内容は、経年劣化により使用不能となった嬉里駐車場の受付レジを新たに購入した分でございます。前の分は2001年より20年間ほど使っておりました。その下、1款総務費2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金でございます。一般会計へ71万3,000円を繰り出しております。その下、予備費10万円の支出はございませんでした。次に10ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた136万円が実質収支額となっております。次に、主要な施策の成果に関する報告書の4ページをお開きください。こちらの方に長与町駐車場事業の概要と決算額及び財源内訳について記載をさせていただいております。続きまして、先ほど委員の皆様へ配布させていただきました資料について御説明をさせていただきます。資料は2種類ございます。1つ目が3枚組の横長のもので、1枚目に令和3年度一般駐車料金集計表（嬉里駐車場）と書かれております。もう1つが、縦長で長与町駐車場事業特別会計収入状況と書かれた1枚物の資料でございます。まず3枚ものの1枚目、令和3年度一般駐車料金集計表（嬉里駐車場）と書かれている資料を御覧ください。時間駐車分でございます。自動車は30分ごとに50円、午後10時から翌日の8時までは500円の定額でございます。バイクは30分ごとに30円、午後10時から翌日の8時までは300円をいただいております。こちらの表では令和3年4月から令和4年3月まで毎月ごとに集計しておりますが、出庫台数は先ほど少し触れました、年間で6,649台です。このうち現金払いでいただいた分が159万620円、回数券の売上金が21万9,000円、歳入合計180万9,620円でございます。次に2枚目長与町駐車場（嬉里）の資料を御覧ください。自動車は、定期使用料月額8,800円でございます。バイクは4,400円です。氏名のところは黒塗りにしております。月の下白丸と黒丸がありますけれども、白丸の方は口座振替、黒丸は納付書払いとなっております。下の方ですね、年間で325万6,000円の収入、延べ370台でございます。次に吉無田駐車場の資料を御覧ください。同じく氏名のところは黒塗りにしております。白丸は口座振替、黒丸は納付書払い、下の方の区画34台で年間224万4,000円、台数は延べ408台でございます。最後に1枚物の資料について御説明いたします。こちらは平成13年度から令和3年度までの収入状況でございます。嬉里駐車場の時間駐車につきましてはコロナの影響もございますけれども、令和2、3年度は年間6,000台超の利用にとどまっております。稼働率は20%を割り込んでいる状況です。定期駐車につきましては一定安定した収入となっております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出、主要な施策の成果に関する報告書、こちらも含めて全体的に質疑を行います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

去年の決算のときもあったと思うんですけど、バイクの需要実績が無いからもうなくしてしまえばいいんじゃないかという話もあったかと思うんですけど、実際何年ぐらい実績が無いのかっていうところと、なくしてしまうという考えはないのかっていうのをお聞かせください。あと低濃度ポリ塩化ビフェニルなんですけども、これ古い機械から出てきたということで、長与町にほかにこれが出てくるようなことはないのか、というのは、やっぱりまとめて一緒に捨てた方が安いのかなと。何か運搬だけでもものすごい金額になっているんで。これ捨てずに1回保管しておいて、あとでまとめて捨てるっていう考えはなかったのかっていうですね、もう終わっていることだからあれかと思うんですけど、町内にほかに出てくるようなことはないのかっていう点をお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

1点目のバイクの利用でございますけれども、過去も相当数、多分無かったと思うんですけども、実はおっしゃるようになくすことも前提に考えていたんですよ。ただ、そうしましたところ今年1台申請がございまして、月極めで借りたいということでうちは断ることもできませんので、現在1名いらっしゃる状態でございます。なので、今後もちよっとしばらくはそのままかなと思っております。あとPCBの件ですけど、令和2年度の検査でPCB含有が分かったんですけど、そのときにほかの施設も併せてしていると思うんですけども、こちらが特別会計なので多分単独で動いておったと思います。ほかの分がどうかは承知しておりませんので、駐車場特会の中だけでさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き議案第43号について審査を行います。令和4年第3回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第43号令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長(永野英明君)

引き続きよろしくお願いたします。それでは、議案第43号令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明をいたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございます。2款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金として、既定額1,000円に補正額135万9,000円を追加して合計136万円とさせていただきます。内容は、令和3年度駐車場事業特別会計の精算に伴う剰余金を令和4年度に繰り越すものでございます。

次に、10、11ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金、既定額1,000円に補正額135万9,000円を追加いたしまして、計136万円とさせていただきます。内容は、先ほど歳入で御説明させていただきました令和3年度精算に伴う剰余金を一般会計に繰り出すものでございます。以上御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長(金子恵委員)

説明が終わりました。歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員(岩永政則委員)

できれば議事録に残ったらいいなという感じをしておりますが、実はこの駐車場につきましては、私が担当して事業も行ってきたわけなんのでいろいろ言えませんが、この前私がたまたまここを通っておったんですね。図を書いたら分かると思うんですが、要するに出てくる人は上ってくるわけですね、駐車場からですね。それで車道があるわけですね。それで右に行く人と左に行く人がおられますね。すぐ左に行くと横断歩道になるわけですね。たまたま私がそこに赤で停まっていたんですね。そうしたら上って来る人がいたんですね。1回は、前に車がおったもんだからど真ん中になる所に私が停まったんですね。そうすると、その駐車場から出てくるのがいますね。傾斜があるもんです

から、バックしたりこうこうしてるわけですね。歩道を人が通りますと、上って来られないわけですね。そういうことで何を言いたいかといいますと、出口、入口の所の車道部分に、よく駐車場がある所には黄色い斜め線を路面に引きまして駐車場から出やすいような空間を作っておる所もあるわけですね。だからそのとき私が気付いたのが、これはもう最初からしておけばよかったなと思ったんですが、これに黄色い線を公安委員会辺りと協議をして、もし引かれるものであれば引いてあげると、出てくる人も歩道まで乗り上がって、すぐ出られると。通行には妨げはありますけどね。そういう何かの手だてができないかなあということを感じたわけです。できれば協議をいただいて、できないならできないで結構なんですけど、今までそういう意見が出なかったのかですね。あるいは協議を試みたけれども駄目だったとかですね。そういう事例はないですかね。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

令和2年、社会福祉協議会の方からお話がありまして、あそこで出入りをされるものですから委員おっしゃるとおり、そういった対処ができないかということでお話をいただきました。その後、時津警察署交通課の規制の方とお話をさせていただいて、何とかできないだろうかということで横断歩道の手前に1台だけ停めて、残り2台目からはチャッターバーで停めないような形でできないかということでお話をさせていただいたんですが「横断歩道手前30メートルがどうの」ということで、ちょっと難しいというお答えをいただいたところでございます。通行人の方、あるいは交通の出入りで事故がある前に、そういった対処が必要だろうと行政としては思っておりますが、今後も事あるごとにお話をさせていただければなというふうに思っているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

空間を作ってあげると事故は減少するだろうと。例えば増えるか減るかと言いますと、事故は無くなるだろうと。ただ社会福祉協議会に入る人たちの所までしますと、結構長いですね。だから駐車場まででどうなのかと私は率直に感じておったんですね。確かに延長の問題もあるかもしれませんが、その所にずっと停まっておりますと、今のような状況でいきますと、社会福祉協議会に入る人たちが入られずに、榎の鼻、鉄道の方から来て曲がって来ますと、ここで詰まるわけなんです。これが青だから来て、上の方に上がるのがすぐ1、2台停まっておりますと、社会福祉協議会に入るとかあるいは車庫に入るとかですね。そうしますと、この交差点に詰まってしまうわけです。そういうこともあるわけで、何とか空けてあげるとスムーズに行けるのかなということも、メリットの面もあるんじゃないかなということもありますのでね。今部長言われるように、できれば辛抱強く協議をいただいて、内容はお任せしますのでそういうことで要望して

おきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

委員おっしゃるとおりでございます。今後も事あるごとに交通課あるいは公安の方ともお話をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の予定はここまででしたので、本日は閉会といたします。所管の皆様におかれましてはお疲れさまでした。

（閉会 11時40分）